

はじめに

日本の公的年金制度は非常に複雑ですが、障害年金には、他の年金（老齢、遺族）とはまた違った難しさがあります。

制度の複雑さだけでなく、初診日や障害認定など、一般的な年金の知識だけでは対応できない部分が多くあることから、職業として年金相談を行う方の中にも、障害年金は苦手だという方がたくさんいらっしゃいます。

一方、医療機関などで患者さんの相談にあたる医療ソーシャルワーカーやケースワーカー等の方にとっては、年金制度の複雑さが、まず障壁になっていると伺います。

本書は、これら障害のある本人や家族など当事者の相談にあたる方が、相談の現場で使うことを念頭に、実践的な解説書となることを目指して作りました。

本書の特徴

障害年金に関する相談の初期対応としては、この1冊で対応できるよう、制度全般にわたる解説のほか、障害認定基準全般について記載（一部引用）し、項目ごとに、留意点や実務的な視点からの補足、解説をつけています。また、該当箇所をすばやく探せるよう、目次や索引を充実させたほか、本文中にもできる限り、関連項目のページ数を記載しています。比較的相談の多い項目にページを割き、相談の少ない項目は概要のみにとどめることで、持ち歩きやすいコンパクトなサイズになることも目指しました。

本書を、一般的な年金相談にあたる方のみでなく、医療機関や福祉施設等で、患者や利用者の生活相談にあたる方、障害年金を専門的に扱っている、あるいは

はこれから取り組みたい社会保険労務士や弁護士の方、企業の労務管理や従業員の手続き等を行う社会保険労務士の方、がん患者の就労支援の相談にあたる方、生命保険を扱う方、そして障害のあるご本人やご家族の方、もちろんそれ以外の方にも広く使っていただけすると、とても嬉しいです。

本書の使い方

障害年金について理解を深めていただくため、まず全体に目を通していくことをおすすめしますが、どこからでも読める構成になっていますので、必要な箇所のみ拾い読みしていただくのでも大丈夫です。

できれば、どのような項目がどのあたりに載っているか、目次だけでも目を通しておいていただければ、相談の際に、該当箇所を探しやすいと思います。

本書が、「知られていない」、「誤解の多い」障害年金の制度を少しでも多くの方に正しく知っていただき、障害年金を必要とする方に、必要な給付が届くことの一助になれば、著者として、これほど嬉しいことはありません。

2018年7月

特定社会保険労務士 加賀 佳子

目次

はじめに	ii
目 次	iv
Chapter 1 障害年金のしくみ	001
Chapter 2 初診日と障害認定日	017
Chapter 3 障害認定基準とポイント解説	039
Chapter 4 請求手続きと書類の留意点	245
Chapter 5 受給後の相談	261
Chapter 6 他の年金・制度との関係	279
Chapter 7 不服申立てと再請求	287
卷末資料	305
卷末書式	389
索 引	423

Chapter 1 障害年金のしくみ

■公的年金の基本と障害年金の性質	002
■障害年金受給のための 3 つの要件	002
■障害年金の種類と初診日（加入）要件	003
(1) 障害基礎年金	003
(2) 障害厚生年金	003
■保険料納付要件	004
(1) 保険料納付要件の基本	004
(2) 旧法の時期に初診日がある場合	005

(3) 第3号被保険者期間	006
(4) 海外在住期間等の取扱い	007
■障害等級と年金額	007
(1) 障害基礎年金の年金額（平成30年度）	007
(2) 障害厚生年金の年金額（平成30年度）	008
■請求の種類	009
(1) 障害認定日による請求	009
(2) 事後重症請求	010
(3) 初めて1級または2級に該当したことによる請求	011
■受給権と消滅時効	012
(1) 年金の受給権（基本権）と支分権	012
(2) 受給権の消滅時効	012
(3) 支分権の消滅時効	012
■給付制限	013
(1) 給付制限の規定	013
(2) 給付制限の適用	014

Chapter 2 初診日と障害認定日

Section 1 初診日の取扱い	018
■初診日の重要性	018
■障害年金の初診日とは	018
■相当因果関係	020
■社会的治癒	022

■健康診断の取扱い	023
-----------	-----

Section 2 初診日の証明が取れない場合 024

■受診状況等証明書	024
■初診日認定に参考となる資料	026
■第三者証明	027
(1) 第三者証明の取扱い	027
(2) 第三者証明の留意点	029
(3) 第三者証明の確認事項	030
■初診日が特定できない場合の取扱い（一定期間要件）	031
(1) 初診日がある一定の期間中、 同一制度に継続的に加入していた場合	031
(2) 初診日がある一定の期間中、 異なる制度に継続的に加入していた場合	031
■日付が特定できない初診日の取扱い	033

Section 3 障害認定日 034

■障害認定日の原則	034
■初診日から1年6か月経過前が障害認定日となる事例	035

Chapter 3

障害認定基準とポイント解説

Section 1	障害認定基準の適用	040
Section 2	障害認定に当たっての基本的事項	041
■障害の程度	041	
■認定の時期	042	
■認定の方法	043	
Section 3	障害認定に当たっての基準 ～第1節／眼の障害	045
認定基準（引用）	046	
認定要領	047	
■障害の区分	047	
■視力障害の認定要領	047	
■視野障害の認定要領	048	
■その他の障害の認定要領	050	
■障害が併存している場合	051	
ポイント解説	052	
Section 4	障害認定に当たっての基準 ～第2節／聴覚の障害	053
認定基準（引用）	054	

認定要領	055
■障害の程度の認定	055
■障害等級	055
■聴力レベルの測定	056
■最良語音明瞭度の算出	057
■障害が併存している場合	057
ポイント解説	058

Section 5 障害認定に当たっての基準 059 ～第3節／鼻腔機能の障害

認定基準（引用）	060
認定要領	061
ポイント解説	062

Section 6 障害認定に当たっての基準 063 ～第4節／平衡機能の障害

認定基準（引用）	064
認定要領	065
■平衡機能の障害の範囲	065
■障害等級	065
ポイント解説	067

Section 7 障害認定に当たっての基準 068 ～第5節／そしゃく・嚥下機能の障害

認定基準（引用）	069
認定要領	070

■そしゃく・嚥下機能の障害の範囲	070
■障害等級	070
■認定上の留意点	071
■障害が併存している場合	071
ポイント解説	072

Section 8 障害認定に当たっての基準 ～第6節／音声又は言語機能の障害 073

認定基準（引用）	074
認定要領	075
■音声又は言語機能の障害の区分	075
■障害等級	075
■構音障害・聴覚障害による障害等の評価	076
■失語症の評価	077
■喉頭全摘出手術の取扱い	077
■歯の障害の取扱い	078
■障害が併存している場合	078
ポイント解説	079

Section 9 障害認定に当たっての基準 ～第7節第1／肢体の障害（上肢の障害） 081

認定基準（引用）	082
機能障害の認定要領	084
■機能障害（上肢の関節等）による障害等級	084
■機能障害（手指）による障害等級	087
■人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合の取扱い	088
■日常生活における動作	089

欠損障害の認定要領	090
変形障害の認定要領	092
関節可動域の測定方法、関節の運動および関節可動域等の評価	093
ポイント解説	095

**Section 10 障害認定に当たっての基準
～第7節第2／肢体の障害（下肢の障害）** 096

認定基準（引用）	097
機能障害の認定要領	098
■機能障害による障害等級	098
■人工骨頭または人工関節を挿入置換した場合の取扱い	101
■日常生活における動作	102
欠損障害の認定要領	103
変形障害の認定要領	105
短縮障害の認定要領	106
関節可動域の測定方法、関節の運動および関節可動域等の評価	107
ポイント解説	109

**Section 11 障害認定に当たっての基準
～第7節第3／肢体の障害（体幹・脊柱の機能の障害）** 111

認定基準（引用）	112
体幹の機能の障害の認定要領	113
脊柱の機能の障害の認定要領	114
■過重機能障害	114
■運動機能障害	114
■日常生活における動作	115
■神経機能障害との関係	116

ポイント解説	117
---------------	-------	------------

Section 12	障害認定に当たっての基準	118
-------------------	---------------------	-------	------------

～第7節第4／肢体の障害（肢体の機能の障害）

認定基準（引用）	119
-----------------	-------	------------

認定要領	120
-------------	-------	------------

ポイント解説	124
---------------	-------	------------

Section 13	障害認定に当たっての基準	125
-------------------	---------------------	-------	------------

～第8節／精神の障害

認定基準（引用）	126
-----------------	-------	------------

精神の障害の区分	127
-----------------	-------	------------

統合失調症、統合失調症型障害及び 妄想性障害並びに気分（感情）障害の認定要領	128
---	-------	------------

症状性を含む器質性精神障害の認定要領	130
---------------------------	-------	------------

てんかんの認定要領	132
------------------	-------	------------

知的障害の認定要領	134
------------------	-------	------------

発達障害の認定要領	135
------------------	-------	------------

認定要領の共通事項（てんかんを除く）	137
---------------------------	-------	------------

ポイント解説	139
---------------	-------	------------

Section 14	障害認定に当たっての基準	147
-------------------	---------------------	-------	------------

～第9節／神経系統の障害

認定基準（引用）	148
-----------------	-------	------------

認定要領	149
-------------	-------	------------

■認定上の留意点	149
-----------------	-------	------------

■疼痛による認定と障害等級	149
■障害認定日の取扱い	150
ポイント解説	151

Section 15 障害認定に当たっての基準 152
～第10節／呼吸器疾患による障害

認定基準（引用）	153
肺結核の認定要領	154
■認定上の留意点	154
■障害等級	155
■合併症の取扱い	156
じん肺の認定要領	157
■認定上の留意点	157
■障害等級	157
呼吸不全の認定要領	159
■呼吸不全の病態と原因疾患の範囲	159
■主要症状	159
■検査成績	160
■検査成績の参考値	160
■一般状態区分	161
■呼吸不全による障害等級	161
■慢性気管支喘息の認定方法と障害等級	162
■在宅酸素療法にかかる取扱い	163
■肺血管疾患にかかる取扱い	164
■慢性肺疾患にかかる取扱い	164
■肺手術後の初診日の取扱い	164
ポイント解説	167

Section 16

障害認定に当たっての基準 168 ～第11節／心疾患による障害

認定基準（引用）	169
認定要領	170
■心疾患による障害の区分	170
■心疾患による障害認定の対象等	170
■臨床所見	171
■検査成績	171
■異常検査所見	172
■一般状態区分	173
■障害等級	174
■障害認定日の取扱い	179
ポイント解説	180

Section 17

障害認定に当たっての基準 182 ～第12節／腎疾患による障害

認定基準（引用）	183
認定要領	184
■腎疾患による障害認定の対象等	184
■臨床所見	184
■検査成績	185
■異常検査所見	185
■一般状態区分	186
■障害等級	186
■人工透析療法にかかる取扱い	187
■認定上の留意点	187
■腎臓移植の取扱い	188

ポイント解説 189

**Section 18 障害認定に当たっての基準
～第13節／肝疾患による障害** 190

認定基準（引用） 191

認定要領 192

■肝疾患による障害認定の対象等 192

■臨床所見 192

■検査成績 193

■異常検査所見・臨床所見 193

■一般状態区分 195

■障害等級 195

■認定上の留意点 196

■肝臓移植の取扱い 197

ポイント解説 198

**Section 19 障害認定に当たっての基準
～第14節／血液・造血器疾患による障害** 199

認定基準（引用） 200

認定要領 201

■血液・造血器疾患による障害の区分 201

■臨床所見 201

■検査所見 202

■一般状態区分 202

■障害等級 203

■検査成績について 207

■認定上の留意点 207

■造血幹細胞移植の取扱い	208
ポイント解説	212

Section 20	障害認定に当たっての基準	214
-------------------	---------------------	------------

認定基準（引用）	215
認定要領	216
■代謝疾患による障害認定の対象等	216
■一般状態区分	217
■障害等級	217
■合併症の取扱い	218
■その他の代謝疾患	219
ポイント解説	220

Section 21	障害認定に当たっての基準	221
-------------------	---------------------	------------

認定基準（引用）	222
認定要領	223
■悪性新生物による障害認定の対象等	223
■検査所見	223
■障害の区分	223
■一般状態区分	224
■障害等級	224
■認定方法	225
ポイント解説	226

Section 22**障害認定に当たっての基準
～第17節／高血圧症による障害**

227

認定基準（引用）	228
認定要領	229
■高血圧症の範囲	229
■障害等級	229
■合併症の取扱い	230
ポイント解説	231

Section 23**障害認定に当たっての基準
～第18節／その他の疾患による障害**

232

認定基準（引用）	233
認定要領	234
■その他の疾患による障害認定の対象等	234
■腹部臓器・骨盤臓器の術後後遺症	234
■人工肛門・新膀胱	235
■遷延性植物状態	236
■難病	237
■臓器移植の取扱い	237
■一般状態区分	238
■その他の障害	238
ポイント解説	239

Section 24**障害認定に当たっての基準
～第19節／重複障害**

241

認定基準（引用）	241
-----------------	-----

Chapter 4 請求手続きと書類の留意点

Section 1 年金請求時の書類と留意点 246

■年金請求書	246
■受診状況等証明書	246
■診断書	247
■病歴・就労状況等申立書	248
(1) 傷病名（表面）	249
(2) 発病日・初診日（表面）	249
(3) 発病から初診までの状況（表面）	250
(4) 病歴状況（表面・足りない場合は続紙）	250
(5) 就労・日常生活状況（裏面）	251
■添付書類	252
■その他の提出書類	253

Section 2 20歳前傷病の留意点 255

(1) 障害の状態を認定する日	255
(2) 所得制限	255
(3) その他の制限	256

Section 3 さまざまな手続き方法 257

■事後重症決定後の障害認定日請求	257
■障害認定日のカルテがない場合	257
(1) 傷病の特質による場合	258
(2) 障害認定日から3か月に近い時点のカルテがある場合	258
■本人死亡後の請求	259

Chapter 5 受給後の相談

■決定後の流れ	262
(1) 年金証書が送付された場合	262
(2) 不支給決定通知書が送付された場合	263
■国民年金保険料の法定免除	263
(1) 法定免除期間の原則	263
(2) 国民年金保険料の納付申出	264
(3) 国民年金保険料の追納	265
■更新（障害状態確認届の提出）	265
(1) 障害状態確認届の提出	265
(2) 障害状態確認届の提出が不要とされる場合	266
■額改定請求	266
■支給停止事由消滅届	269
■他の傷病による障害が発生した場合（併合）	269
(1) 併合	270
(2) 初めて2級	272

(3) 併合改定	273
■ 20歳前に初診日のある複数傷病の取扱い	275
■ 加算対象となる配偶者や子を有した場合	276
■ 失 権	277

Chapter 6 他の年金・制度との関係

■ 老齢年金との関係	280
(1) 特別支給の老齢厚生年金の障害者特例	280
(2) 老齢年金と障害年金の選択（65歳未満の場合）	281
(3) 老齢年金と障害年金の選択（65歳以上の場合）	282
■ 傷病手当金との調整	282
■ 労災保険との調整	283
■ 第三者行為事故の場合	284
■ 生活保護との関係	284

Chapter 7 不服申立てと再請求

Section 1 不服申立て	288
■ 不服申立ての概要と留意事項	288

(1) 審査請求の範囲	289
(2) 審査請求・再審査請求の期限	289
(3) 審査請求・再審査請求の方法	290
(4) 原処分変更	291
■原処分の理由の確認と審査請求の検討	291
(1) 請求等書類と原処分の理由の確認	291
(2) 障害状態認定調書（表）の開示請求	292
■審査請求（一審）	292
(1) 資料の収集と審査請求書の作成・提出	293
(2) 口頭意見陳述	294
(3) 保険者資料等の閲覧・交付申請	295
(4) 決定	295
■再審査請求（二審）	296
(1) 再審査請求書の作成・提出	296
(2) 公開審理	297
(3) 裁決	298
Section 2 行政訴訟	300
Section 3 再請求	302

卷末資料

① 障害等級表（国年令別表／厚年令別表第1・第2）	306
② 身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号)	310
③ 納付記録の見方	316

④	障害基礎年金の納付要件早見表	317
⑤	厚生年金保険の障害年金にかかる納付要件	321
⑥	障害年金の初診日を明らかにできる書類を添えることができない場合の取扱いについて	322
⑦	肢体の障害関係の測定方法（抜粋）	330
⑧	精神の障害に係る等級判定ガイドライン	341
⑨	障害年金の診断書（精神の障害用）記載要領	355
⑩	併合等認定基準	372
⑪	年金証書・年金決定通知書（見本）	387

卷末書式

①	受診状況等証明書	390
②	受診状況等証明書が添付できない申立書	391
③	初診日に関する第三者からの申立書（第三者証明）	392
④	診断書（眼の障害用）	393
⑤	診断書（聴覚・鼻腔機能・平衡機能・そしゃく・嚥下機能・音声又は言語機能の障害用）	394
⑥	診断書（肢体の障害用）	396
⑦	診断書（精神の障害用）	398
⑧	診断書（呼吸器疾患の障害用）	400
⑨	診断書（循環器疾患の障害用）	402
⑩	診断書（腎疾患・肝疾患・糖尿病の障害用）	404
⑪	診断書（血液・造血器・その他の障害用）	406
⑫	病歴・就労状況等申立書	408
⑬	日常生活及び就労に関する状況について（照会）	410
⑭	認定が困難な疾患にかかる照会様式等	414

15	障害給付 請求事由確認書	420
16	年金裁定請求の遅延に関する申立書	421
	索引	423

memo.

Chapter 1

障害年金のしくみ

公的年金の基本と障害年金の性質

日本の公的年金には、日本国内に住所のある **20歳以上60歳未満** の国民が全員加入する国民年金（基礎年金）と、会社員や公務員などが加入する**厚生年金保険**があります。これらは二階建て構造となっており、1階部分が国民年金（基礎年金）、2階部分が、基礎年金の上乗せとして、過去の報酬や加入期間に応じて支給される厚生年金保険です。厚生年金保険に加入している期間は、同時に国民年金に加入している期間にもなっています。

これら公的年金は、「老齢・死亡・障害」を保険事故としており、一定の要件に該当したときに給付を受けられる「社会保険」の制度です。

障害年金は、病気や怪我により一定の障害を負ったことで、仕事などの社会生活や、日常生活を送る上で困難がある場合に、生活保障として支給される年金です。

- 60歳以上であっても任意加入できる場合があります。

- 公務員や教職員等は、従来、加入する共済制度（国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済）から「共済年金」として年金給付が行われてきたため、厚生年金の適用除外とされていましたが、平成27年10月1日に施行された「被用者年金一元化」により、厚生年金保険に加入することになりました。ただし、一元化前に受給権が発生した共済年金は、一元化後も引き続き、一元化前の共済法の規定により支給されます。

障害年金受給のための3つの要件

日本の公的年金は、社会保険のしくみを取っています。そのため、障害年金は、一定の障害等級に該当すれば必ず受給できるものではなく、**初診日**にどの制度に加入していたか、保険料を納付していたかなど、いくつかの要件を満たしていることが受給の前提となります。また、初診日における年齢や、加入していた制度により、受給できる年金の種類も異なります。

- 障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（18ページ参照）

【障害年金受給のための3つの要件】

- ①初診日要件（加入要件）
- ②保険料納付要件
- ③障害程度要件

障害年金の種類と初診日（加入）要件

（1）障害基礎年金

初診日において、次のいずれかに該当する場合に対象となります。障害基礎年金は、1級か2級の障害等級に該当する場合のみ、支給されます。

国民年金の被保険者であること

過去に国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、かつ **60歳以上65歳未満であること**

20歳未満であること

- 第1号被保険者：
日本国内に住所のある
20歳以上60歳未満の人
で、第2号被保険者・第
3号被保険者に該当し
ない人

- 第2号被保険者：
厚生年金保険の被保険
者

- 第3号被保険者：
第2号被保険者の被扶
養配偶者で20歳以上60
歳未満の人

- 老齢基礎年金の繰上げ
請求をしている場合を除
きます。

- 20歳前に初診日がある
場合のみ、一定の所得
制限があります(255
ページ参照)。

（2）障害厚生年金

初診日において、厚生年金保険の被保険者である場合に支給されます。障害厚生年金には、1級から3級までの年金と、一時金である障害手当金があります。障害等級が1級か2級の場合は、障害基礎年金に上乗せされるかたちでの支給となります。

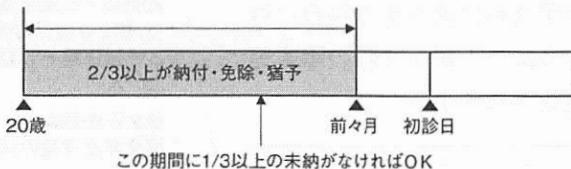
保険料納付要件

(1) 保険料納付要件の基本

① 初診日が平成3年5月1日以降にある場合

次のいずれかを満たすことが必要です。

- ア. 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）を合計した期間が3分の2以上あること（原則）



- 実務的には先に要件イを確認し、これを満たさない場合に要件アを確認します。

- 一部免除の場合は、部分納付されている期間のみ対象となります。

- イ. 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと（平成38年3月31日までの特例）



- 初診日において国民年金の被保険者でない場合は、初診日の属する月の直近の被保険者であった月までの1年内に保険料の未納がないことが必要です。

② 初診日が平成3年4月30日以前にある場合

次のいずれかを満たすことが必要です。

- ア. 初診日の前日において、初診日の属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（学生納付特例、若年者納付猶予を含む）を合計した期間が3分の2以上あること（原則）
- イ. 初診日の前日において、初診日の属する月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと（平成38年3月31日までの特例）

③ 保険料納付要件確認の際の注意点

保険料納付要件は、あくまでも「初診日の前日」でみるとされている点に注意してください。納付期限を過ぎ、かつ初診日当日以降に納付や免除・猶予申請をした分は、障害年金の保険料納付要件をみる上では、納付扱いとされません。そのため、年金事務所等で納付要件を確認する際、国民年金の期間について、納付日や免除・猶予申請日が確認できる記録も取得して、確認する必要があります。

● 納付対象月の翌月末日

● 被保険者記録照会（納付I・過不足納）／被保険者記録照会（免除）

（2）旧法の時期に初診日がある場合

昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで施行されていた国民年金法を、「旧法」といいます。この時期に初診日がある場合、時期により納付要件が異なりますので、相談を受ける際には注意が必要です。

● 旧法の納付要件については卷末資料を参照（317ページ）

(3) 第3号被保険者期間

第3号被保険者となるには届出が必要です。この届出が遅れた場合、2年前までの期間は保険料納付済期間となりますが、それ以前の期間は「3号特例被保険者期間」となり、届出前に初診日がある傷病について障害年金の保険料納付要件をみる上では、納付扱いとされません。

① 年金確保支援法による例外

第3号被保険者期間に重複する第3号以外の被保険者期間が新たに判明し、年金記録が訂正された場合、届出により、その期間に引き続く第3号被保険者期間は保険料納付済期間として取り扱われます。

- 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律

② 3号不整合期間

実際には第1号被保険者期間となるにもかかわらず、必要な届出を行わなかったことにより年金記録上は第3号被保険者期間のままとなっている期間（3号不整合期間）のうち、2年より前の、保険料を時効により納付できなかった「未納期間」は、届出により「特定期間」とされます。特定期間は受給資格期間に算入できますが、手続きの効果は「届出をした日」に発生するため、障害の初診日以降に届出をした場合、特定期間を障害年金の受給資格期間に含めることができません。こうした状況に応じ、初診日の時期等により特例が設けられています（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）。

- 「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」の手続き

- 次の場合、特定期間の手続きを行うと、初診日の前日にさかのぼって、未納期間が受給資格期間に算入されます。

- 初診日以後に記録訂正が行われた人で、初診日が法令の公布日（平成25年6月26日）から平成30年3月31日までの間にある場合

- 初診日より前に記録訂正が行われた人で、初診日が法令の公布日（平成25年6月26日）から平成25年9月30日までの間にある場合

【執筆者略歴】

加賀 佳子（かが よしこ）

特定社会保険労務士・産業カウンセラー

平成 10 年に行政書士、12 年に社労士資格を取得。平成 16 年より社労士事務所で実務経験を積むかたわら産業カウンセラー資格を取得し、心理療法や精神疾患を学ぶ。平成 21 年に社会保険労務士よつばサポートオフィスを開業し、障害年金請求代理に力を入れてきた。著書に『障害年金相談標準ハンドブック』『障害年金 審査請求・再審査請求事例集』（ともに共著、日本法令）がある。

●社会保険労務士よつばサポートオフィス

〒194-0021 東京都町田市中町 1-5-9 M's SQUARE 中町 2F

T E L 042-860-0134

H P <https://www.yotsuba-support.net>

ブログ <http://blog.yotsuba-support.net>